

○廿日市市納税通知書等用封筒広告掲載取扱要領

平成19年12月1日

要綱

改正 平成20年11月10日

平成27年11月1日

平成29年12月26日

(趣旨)

第1条 この要領は、廿日市市（以下「市」という。）が送付する納税通知書等用封筒（以下「封筒」という。）を広告媒体として民間企業等の広告を掲載するに当たり、廿日市市広告掲載要綱（平成19年告示第45号）及び廿日市市広告掲載基準（平成19年3月28日施行。以下「基準」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告を掲載する封筒の種類)

第2条 封筒のうち、広告を掲載することができるのは、市民税・県民税（給与所得に係る特別徴収を除く。）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税の種別割、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の封筒とする。

(広告の規格等)

第3条 広告は、封筒の裏面の市長が定める位置に掲載することとし、その掲載数は2枠を上限とする。

2 広告1枠当たりの規格は、縦5.5センチメートル、横9センチメートルとする。

3 広告の色は単色とする。

4 広告には、広告主及びその連絡先を表示しなければならない。

5 広告の上部に、縦5ミリメートル、横10ミリメートル程度の大きさでと表示しなければならない。

(広告掲載希望者の募集)

第4条 広告掲載を希望する者（以下「申込者」という。）の募集は、広告の規格、封筒の用途、作成枚数その他必要な事項を明示して、広報はつかいち、廿日市市公式ホームページ等で公募する。

2 市長は、公募を行うに当たり、広告主となり得る者に対し、広告掲載の案内をすることができる。

（広告内容、デザイン等の審査及び協議）

第5条 広告内容、デザイン等については、市及び封筒の信用性、信頼性等を損なうことのないよう、市長が審査を行うとともに、広告主と市が協議することとする。

（広告掲載の申込み及び決定）

第6条 申込者は、広告内容、申込価格等を記載した廿日市市納税通知書等用封筒広告掲載申込書（別記様式第1号）により、市長が指定する期間内に申し込むものとする。

2 市長は、前項の規定による申込みがあった場合において必要があると認めるときは、申込者に対し、資料の提出を求めることができる。

3 市長は、基準（第6条を除く。）に基づき、封筒への広告掲載の可否を審査する。

4 市長は、前項の規定により広告掲載の可否を審査し、掲載可能であるとした申込者のうち、申込価格が高い者から順に広告主とする。

5 前項の場合において申込価格が同じ申込者が複数いる場合は、次に定める順序により広告主を決定する。

(1) 第1順位 国又は地方公共団体が出資し、又は出せんする法人及び団体

(2) 第2順位 公益法人及び公益的団体（前号に掲げるものを除く。）

(3) 第3順位 私企業のうち公共的性格を有する企業

(4) 第4順位 私企業又は事業を営む個人であって市内に事業所、事務所等を有するもの（前号に掲げるものを除く。）

(5) 第5順位 私企業又は事業を営む個人であって市内に事業所、事務所等を有しないもの（第3号に掲げるものを除く。）

(6) 第6順位 前各号に掲げるもの以外

6 前項の規定による順序が複数あること等により、広告主を決定できないときは、抽選により決定する。

7 市長は、広告主を決定したときは、その結果、掲載条件等について、廿日市市納税通知書等用封筒広告掲載決定通知書（別記様式第2号）により通知する。

8 市長は、広告を掲載できないこととなった申込者に廿日市市納税通知書等用封筒広告非掲載決定通知書（別記様式第3号）によりその旨を通知する。

（広告掲載内容の承諾）

第7条 広告主は、掲載の内容、条件等を記載した廿日市市納税通知書等用封筒広告掲載に関する承諾書（別記様式第4号）を市長に提出するものとする。

（広告原稿の作成及び提出）

第8条 広告主は、掲載する広告の原稿を電子データで市長が指定する期日までに、指定する場所に提出するものとする。

2 掲載する広告の原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

（広告主の届出義務）

第9条 広告主は次の各号のいずれかに該当するときは、書面により速やかに市長に届けなければならない。

(1) 広告主の名称、所在地及び連絡先並びに法人格を有しない団体にあつては代表者を変更するとき。

(2) 広告主、広告の内容等が、基準及びこの要領に抵触することとなったとき。

（広告の内容等の変更）

第10条 市長は、広告内容、デザイン等が各種法令に違反している、若しくはそのおそれがある、又はこの要領等に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

2 広告主は、前項の求めに応じて、自己の責任及び負担で広告の内容等の変更を行うものとする。

(広告掲載の取下げ)

第11条 広告主は自己の都合により、封筒への広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は、廿日市市納税通知書等用封筒広告掲載取下申出書（別記様式第5号）により市長に申し出なければならない。

3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(広告掲載料等)

第12条 広告の最低募集価格は、1回当たり100,000円とする。

2 広告主は、広告掲載料を市長が指定する期日までに、原則として一括して納めなければならない。

(延滞利息)

第13条 広告主の責めに帰すべき理由により、前条の規定による広告掲載料の支払いが遅れた場合においては、市は、未受領金額につき、延滞日数に応じ、年5%の割合で計算した額の遅延利息の支払いを広告主に請求することができる。ただし、その金額に100円未満の端数があるとき、又は、その金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨てる。

(広告掲載料の返還)

第14条 既納の広告掲載料は、返還しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により、広告を掲載することができなかつたときは、既納の広告掲載料を全額返還する。

2 前項ただし書の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告掲載の取消し)

第15条 次の各号のいずれかに該当する場合、市長は広告主への催告その他の手続をすることなく、広告掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料を納付しなかった場合
- (2) 指定する期日までに延滞利息を納付しなかった場合
- (3) 規定する期日までに広告の原稿を提出しなかった場合
- (4) 第10条の規定による広告の内容等の変更を広告主が行わなかった場合
- (5) 広告主、広告の内容等が各種法令に違反している、若しくはそのおそれがある、又はこの要領等に抵触するものである場合で第10条の規定によっても解消できない場合
- (6) 広告主が存在しなくなった場合
- (7) 市長が広告主又は広告内容が不適當であると認めた場合
(損害賠償の義務)

第16条 第11条第1項の規定により広告掲載を取り下げ、又は前条の規定により広告掲載の決定を取り消されたことにより市に損害を与えた場合、広告主はその損害を賠償するものとする。

(広告主の責任)

第17条 広告の内容等に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に係る財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを市長に対して保証するものとする。

3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

4 広告主は、封筒への広告掲載の権利を第三者に譲渡してはならない。

(その他)

第18条 この要領に定めるもののほか、封筒への広告掲載について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成19年12月1日から施行し、平成20年度分の封筒に係る広告から適用する。

附 則 (平成20年11月10日)

この要領は、平成20年11月10日から施行し、平成21年度分の封筒に係る広告から適用する。

附 則（平成27年11月1日）

この要領は、平成27年11月1日から施行し、平成28年度分の封筒に係る広告から適用する。

附 則（平成29年12月26日）

（施行期日）

- 1 この要領中第2条の改正規定は平成31年10月1日から、別記様式の改正規定は公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要領による改正後の廿日市市納税通知書等用封筒広告掲載取扱要領の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。